

「介護保険制度」と 「介護予防・日常生活支援総合事業」

相 談



介護が必要と感じたときは、まずご相談ください。

相模台第1高齢者支援センター：☎042-767-3888



基本チェックリスト

高齢者支援センターで身体状況などについての質問をして、介護が必要な状態かを判定します。

自立(非該当)となった方は「一般介護予防事業」をご利用いただけます。



要介護認定申請

訪問調査

調査員がご本人やご家族から聞き取り調査をします。

認 定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で介護の必要な度合いを審査し、相模原市が認定して、結果をお知らせします。

事業対象者

相模原市独自の「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用できます。

要支援 1・2

介護予防サービス

- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・福祉用具の貸与
- ・介護予防短期入所生活介護 等

要介護 1～5

居宅サービス

施設サービス



- ◎総合事業サービス
訪問型・通所型サービス
配食などの生活支援サービス 等
- ◎一般介護予防事業
(全ての高齢者が利用できます)
介護予防のための体操など
自主グループによる地域での活動支援

これまでホームヘルプサービスやデイサービスを利用して
いた要支援の方は、引き続き必要なサービスを利用できま
す。総合事業への移行は、要支援認定の有効期間により異
なります。